

<p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>社会</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>数学</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>理科</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>音楽</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>美術</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健体育</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>技術</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>家庭</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業指導</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>英語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>宗教</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。</p> <p>(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。</p>	免許教科	必要教職専任教員数	国語	3人以上	社会	4人以上	数学	3人以上	理科	4人以上	音楽	3人以上	美術	3人以上	保健体育	3人以上	保健	3人以上	技術	4人以上	家庭	4人以上	職業	4人以上	職業指導	2人以上	英語	3人以上	宗教	3人以上	<p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>社会</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>数学</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>理科</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>音楽</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>美術</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健体育</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>保健</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>技術</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>家庭</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業</td><td>4人以上</td></tr> <tr><td>職業指導</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>英語</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>宗教</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 (追加)</p> <p>(※4) (※2)(※3)により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。</p>	免許教科	必要専任教員数	国語	3人以上	社会	4人以上	数学	3人以上	理科	4人以上	音楽	3人以上	美術	3人以上	保健体育	3人以上	保健	3人以上	技術	4人以上	家庭	4人以上	職業	4人以上	職業指導	2人以上	英語	3人以上	宗教	3人以上
免許教科	必要教職専任教員数																																																												
国語	3人以上																																																												
社会	4人以上																																																												
数学	3人以上																																																												
理科	4人以上																																																												
音楽	3人以上																																																												
美術	3人以上																																																												
保健体育	3人以上																																																												
保健	3人以上																																																												
技術	4人以上																																																												
家庭	4人以上																																																												
職業	4人以上																																																												
職業指導	2人以上																																																												
英語	3人以上																																																												
宗教	3人以上																																																												
免許教科	必要専任教員数																																																												
国語	3人以上																																																												
社会	4人以上																																																												
数学	3人以上																																																												
理科	4人以上																																																												
音楽	3人以上																																																												
美術	3人以上																																																												
保健体育	3人以上																																																												
保健	3人以上																																																												
技術	4人以上																																																												
家庭	4人以上																																																												
職業	4人以上																																																												
職業指導	2人以上																																																												
英語	3人以上																																																												
宗教	3人以上																																																												

5

<p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該課程を置く学科等の入学定員の合計数</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>800人 以下</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>801人 ~ 1,200人 以下</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>1,201人 ~</td><td>4人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人</li> <li>「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人</li> </ul> <p>(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。</p> <p><b>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b> (5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要教職専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table>	当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数	800人 以下	2人以上	801人 ~ 1,200人 以下	3人以上	1,201人 ~	4人以上	免許教科	必要教職専任教員数	国語	3人以上	<p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該課程を置く学科等の入学定員の合計数</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>800人 以下</td><td>2人以上</td></tr> <tr><td>801人 ~ 1,200人 以下</td><td>3人以上</td></tr> <tr><td>1,201人 ~</td><td>4人以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 専任教員の配置は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人以上</li> <li>「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人以上</li> </ul> <p>(追加)</p> <p><b>4-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b> (5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 「教科に関する専門的事項」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許教科</th> <th>必要専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td>3人以上</td></tr> </tbody> </table>	当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数	800人 以下	2人以上	801人 ~ 1,200人 以下	3人以上	1,201人 ~	4人以上	免許教科	必要専任教員数	国語	3人以上
当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数																								
800人 以下	2人以上																								
801人 ~ 1,200人 以下	3人以上																								
1,201人 ~	4人以上																								
免許教科	必要教職専任教員数																								
国語	3人以上																								
当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数																								
800人 以下	2人以上																								
801人 ~ 1,200人 以下	3人以上																								
1,201人 ~	4人以上																								
免許教科	必要専任教員数																								
国語	3人以上																								

6

<p>地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 書道 保健体育 保健 看護 家庭 情報 農業 工業 商業 水産 福祉 商船 職業指導 英語 宗教</p>	<p>3人以上 3人以上 3人以上 4人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 2人以上 3人以上 3人以上</p>	<p>地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 書道 保健体育 保健 看護 家庭 情報 農業 工業 商業 水産 福祉 商船 職業指導 英語 宗教</p>	<p>3人以上 3人以上 3人以上 4人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 3人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 4人以上 2人以上 3人以上 3人以上</p>
<p>(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数</p>		<p>(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。</p> <p>(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。</p> <p>(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。 (追加)</p>	

7

<p>に算入することができる。</p> <p>(※5) (※2)、(※3) 又は (※4) による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3(5) ii) に定めるとおりとする。 ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とするのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</p> <p><b>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目</th> <th>視覚障害者に関する教育</th> <th>聴覚障害者に関する教育</th> <th>知的障害者に関する教育</th> <th>肢体不自由者に関する教育</th> <th>病弱者に関する教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育の基礎理論に関する科目</td> <td colspan="5">1人以上</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身に障害のある幼児、児童又</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上					特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上		1人以上		心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上		1人以上		<p>(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 4-3(5) ii) に定めるとおりとする。 ただし、※の専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とするのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。</p> <p><b>4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目</th> <th>視覚障害者に関する教育</th> <th>聴覚障害者に関する教育</th> <th>知的障害者に関する教育</th> <th>肢体不自由者に関する教育</th> <th>病弱者に関する教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育の基礎理論に関する科目</td> <td colspan="5">1人以上</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身に障害のある幼児、児童又</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td></td> <td>1人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上					特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上		1人以上		心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上		1人以上	
免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育																																												
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上																																																
特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上		1人以上																																													
心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上		1人以上																																													
免許状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育																																												
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上																																																
特別支援教育領域にある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上		1人以上																																													
心身に障害のある幼児、児童又	1人以上	1人以上		1人以上																																													

8

<p>は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>(※) 3 (7) の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。</p> <p><b>4-6 養護教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 養護に関する科目  <u>養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。</u></p> <p>ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」  4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。  <u>ただし、(※1) の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において<u>1人</u></li> <li>教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において<u>1人</u></li> </ul>	<p>(追加)</p> <p><b>4-6 養護教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 養護に関する科目  <u>養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を1人以上置かなければならない。</u></p> <p>ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」  4-3 (5) ii) の表に定めるとおりとする。  <u>※専任教員の配置は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において<u>1人以上</u></li> <li>教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において<u>1人以上</u></li> </ul>

9

<p><b>4-7 栄養教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。</p> <p><b>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</b></p> <p>(4) 教職専任教員の配置</p> <p>i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合  教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>教職専任教員</u>は、それぞれの教職課程において、<u>教職専任教員</u>とすることができる。  なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4) の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。  (表は略)</p> <p>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合  <u>3 (7) の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。</u></p> <p>① 「教科に関する専門的事項」  「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>教職専任教員</u>（ただし、中学校教諭の教職課程にあっては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあっては4-4 (5) i) 表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、<u>専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。</u>）</p> <p>② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」  「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科</p>	<p><b>4-7 栄養教諭の教職課程の場合</b></p> <p>(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。</p> <p><b>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</b></p> <p>(4) 専任教員の配置</p> <p>i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合  教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>専任教員</u>は、それぞれの教職課程において、<u>専任教員</u>とすることができる。  なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4) の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。  (表は略)</p> <p>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合</p> <p>① 「教科に関する専門的事項」  「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する<u>専任教員</u>は、それぞれの教職課程において、<u>専任教員</u>とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあっては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあっては4-4 (5) i) 表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、<u>認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。</u></p> <p>② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」  「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科</p>
--	---

10

<p>目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員</p> <p><b>5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</b> 2（5）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。</p> <p><b>5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</b> 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かなければならない。 (略)</p> <p><b>5-2 小学校教諭の教職課程の場合</b> 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かなければならない。 (略)</p> <p><b>5-3 中学校教諭の教職課程の場合</b> 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3（5）i）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解</p>	<p>目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。</p> <p><b>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</b> 2（4）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。</p> <p><b>5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</b> 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。 (略)</p> <p><b>5-2 小学校教諭の教職課程の場合</b> 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。 (略)</p> <p><b>5-3 中学校教諭の教職課程の場合</b> 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3（5）i）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解</p>
11	

<p>に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員の配置にあたっては、4-3（5）ii）※1）は適用しない。</u></p> <p><b>5-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b> 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4（5）i）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員の配置にあたっては、4-3（5）ii）※1）は適用しない。</u></p> <p><b>5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b> 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。</p> <p><b>5-6 養護教諭の教職課程の場合</b> 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する</p>	<p>に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員の配置にあたっては、4-3（5）ii）※は適用しない。</u></p> <p><b>5-4 高等学校教諭の教職課程の場合</b> 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4（5）i）に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。 また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3（5）ii）に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員の配置にあたっては、4-3（5）ii）※は適用しない。</u></p> <p><b>5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合</b> 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の専任教員を置かなければならない。 大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。</p> <p><b>5-6 養護教諭の教職課程の場合</b> 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目</p>
12	



<p>科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u> に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員の配置</u>にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u> ただし書は適用しない。</p> <p><b>5-7 栄養教諭の教職課程の場合</b> (略)</p> <p>栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-6 (3) ii</u> に定めるとおりとする。なお、<u>教職専任教員の配置</u>にあたっては、<u>4-6 (3) ii</u> ただし書は適用しない。</p> <p><b>5-8 教育課程、教育研究実施組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例</b></p> <p>(3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、<u>教職専任教員</u>とすることができる。</p> <p>(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等)の<u>教職専任教員</u>として取</p>	<p>のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u> に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員の配置</u>にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u> ※は適用しない。</p> <p><b>5-7 栄養教諭の教職課程の場合</b> (略)</p> <p>栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。</p> <p>また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、<u>4-3 (5) ii</u> に定めるとおりとする。なお、<u>専任教員の配置</u>にあたっては、<u>4-3 (5) ii</u> ※は適用しない。</p> <p><b>5-8 教育課程、教員組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)の特例</b></p> <p>(3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、<u>専任教員</u>とすることができる。</p> <p>(4) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等)の<u>専任教員</u>として取り扱</p>
13	

<p>り扱うことができる。</p> <p>(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の<u>教職専任教員</u>でなければならない。</p> <p>(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)の学校種の教職課程を有する学科等の<u>教職専任教員</u>については、当該学科等の<u>教職専任教員</u>でなければならない。</p> <p><b>6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</b></p> <p>(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教育研究実施組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</u>」の基準に適用する。 (略)</p> <p>(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教育研究実施組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</u>」の基準に適用する。 (略)</p>	<p>うことができる。</p> <p>(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の<u>専任教員</u>でなければならない。</p> <p>(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)の学校種の教職課程を有する学科等の<u>専任教員</u>については、当該学科等の<u>専任教員</u>でなければならない。</p> <p><b>6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例</b></p> <p>(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</u>」の基準に適用する。 (略)</p> <p>(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、<u>教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)</u>」の基準に適用する。 (略)</p>
14	

<p><b>7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</b></p> <p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</b></p> <p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 連携教職課程を設置する場合の要件</b></p> <p>(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(6)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。</p> <p>(2) 連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の</p>	<p><b>7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例</b></p> <p>昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</b></p> <p>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 連携教職課程を設置する場合の要件</b></p> <p>(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(5)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。</p> <p>(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定</p>
--	--

15

<p>認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</p> <p>(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>10 通信教育の課程への特例</b></p> <p>(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。</p> <p>(2) 大学の学科等有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。</p> <p><b>12 教育実習等</b></p> <p>(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含まれることができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。</p> <p>(2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p>	<p>を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</p> <p>(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>10 通信教育の課程への特例</b></p> <p>(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。</p> <p>(2) 大学の学科等有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。</p> <p><b>12 教育実習等</b></p> <p>(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含まれるものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。</p> <p>この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。</p>
--	--

16

区分	必要学級数	区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合	初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合	中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合	特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合	養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合
(3) (略)		(2) (略)	
(4) (略)		(3) (略)	
(5) (略)		(4) (略)	

17

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p><b>1 教育上の基本組織関係</b></p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、<b>教育研究実施組織</b>等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<b>教育研究実施組織</b>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p>	<p><b>1 教育上の基本組織関係</b></p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、<b>教員組織</b>等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び<b>教員組織</b>等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学にお</p>

18

<p>いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。)に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教育研究実施組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。</p> <p><b>3 教育研究実施組織関係</b></p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>いてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合</p> <p>(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。)に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。</p> <p><b>3 教員組織関係</b></p> <p>(1) 基準3(7)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。  ① 当該学科等の教職課程の授業を担当  ② 当該学科等の教職課程の編成に参画  ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることが可能とする。</p>
--	--

<p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績  ②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績</p> <p>(4) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることが可能とする。</p> <p>ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</p> <p>①小学校学習指導要領における「外国語活動(英語)」に関する活字業績  ②中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>(5) (略)</p>
----------------------------	--

教職課程認定審査運営内規（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表	
改正案	現 行
<p><b>3 書類審査</b></p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u> (略)</p> <p><b>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</b></p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① 教職専任教員を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>教職専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p><b>8 その他</b></p> <p>(1) この審査運営内規は令和6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>	<p><b>3 書類審査</b></p> <p>(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。</p> <p>① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係</p> <p>② 教育課程及びその履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u> (略)</p> <p><b>7 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</b></p> <p>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</p> <p>① 専任教員を変更する場合</p> <p>② ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目を変更する場合</p> <p>③ ①に伴い、<u>専任教員</u>の担当授業科目の内容を変更する場合</p> <p><b>8 その他</b></p> <p>(1) この審査運営内規は令和5年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>

21

教職課程認定大学実地視察規程（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表	
改正案	現 行
<p><b>2 実地視察方法</b></p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教育研究実施組織</u> (略)</p> <p><b>7 その他</b></p> <p>(1) この規程は令和6年度から適用する。</p>	<p><b>2 実地視察方法</b></p> <p>(1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。</p> <p>① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等</p> <p>② 教育課程及び履修方法</p> <p>③ <u>教員組織</u> (略)</p> <p><b>7 その他</b></p> <p>(1) この規程は令和4年度から適用する。</p>

22

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（4）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>教職専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。</p> <p>（略）</p>	<p>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（3）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>研究科及び専攻</u>（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>2. 上記1に関して以下の点が達成されているか</p> <p>（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。</p> <p>① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。</p> <p>② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（<u>専任教員</u>を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。</p> <p>（略）</p>

21.「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事務連絡  
平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等  
各指定養成機関 御中  
各都道府県教育委員会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する  
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1399256.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm)）

（本件連絡先）  
文部科学省初等中等教育局教職員課  
教員免許企画室免許係\*  
TEL：03-5253-4111（内線 3969）  
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

\* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成30年5月18日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成30年1月9日版の質問回答集の関連する質問番号です。

No.	区分	質問	回答	(参考) 再課程認定 説明会質問 回答集
1	①経過措置 (法附則)	「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。	「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍していない。	(626)
2	①経過措置 (法附則)	4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(617)
3	①経過措置 (法附則)	短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学(旧課程)に編入学生又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(627)
4	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。	(628)
5	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。	(629)
6	①経過措置 (法附則)	転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。	旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。	-
7	①経過措置 (法附則)	施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。	(631)
8	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。	(636)
9	①経過措置 (法附則)	施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(633)
10	①経過措置 (法附則)	施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は1種免許状若しくは2種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(637) (638)
11	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(634)
12	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(635)
13	①経過措置 (法附則)	平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。	○経過措置の適用がない者であれば、編・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。	-
14	①経過措置 (法附則)	施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与と申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。	(639)



15	①経過措置 (法附則)	旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。	-
16	①経過措置 (法附則)	旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第66条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第66条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。	-
17	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。	(593)
18	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。	○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 (例)旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開設していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開設するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合においては、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。	-
19	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。	○新旧両課程の科目として必要な内容を含むものであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。	(622)
20	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。	可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。	-
21	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。	○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。	-
22	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。	○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。	-
23	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。	大学の判断により可能である。	-
24	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。	○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開設するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の届出が必要）	-
25	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。 可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。	○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。	-

26	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。	新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。	-
27	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。	○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。	-
28	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。	可能である。	-
29	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なのか。	○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。	-
30	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。	「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。	-
31	③科目の履修方法	旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。	(620)
32	③科目の履修方法	修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」について、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。	(624)
33	③科目の履修方法	旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。	(624)
34	③科目の履修方法	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(618)
35	③科目の履修方法	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(619)
36	③科目の履修方法	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとりの修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。	(603)
37	③科目の履修方法	複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとされるのか。	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。	(608)

38	③科目の履修方法	旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要はあるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。	前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。	-
39	③科目の履修方法	中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれを履修させても構わないか。	○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合においては、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。	-
40	③科目の履修方法	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。	教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位であり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位であり、学校体験活動の単位を充てることはできない。	(609)
41	③科目の履修方法	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判断した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。	(623)
42	③科目の履修方法	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	現行の考え方と同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。	(591)
43	③科目の履修方法	改正免許法においては、現行の免許法附則第11項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。	改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。	(586)
44	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。	○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。	(584)
45	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。	平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。	(596)
46	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるかとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。	(614)
47	④幼稚園教諭免許状関係	幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。	(615)
48	④幼稚園教諭免許状関係	従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。	改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」または「複合領域」に該当すると考えられることから、それらの区分において開設することができる。	-
49	⑤教育職員検定	改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。	○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許法認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。	(607)

50	⑤教育職員検定	平成31年4月以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。	○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。	-
51	⑤教育職員検定	・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。	差し支えない。	-
52	⑤教育職員検定	平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。	改正免許法別表3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。	-
53	⑤教育職員検定	改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。）	○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。	-
54	⑥学力に関する証明書	新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。	○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。	-
55	⑥学力に関する証明書	学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。	可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。	-
56	⑥学力に関する証明書	平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。	○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。	-
57	⑥学力に関する証明書	平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なのか。	○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。	-
58	⑥学力に関する証明書	教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。	教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。	-
59	⑦その他	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。	(616)
60	⑦その他	新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒して開講しても良いか。	○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置づけられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。	-

22. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）

カテゴリ	質問事項	回答
1 教育職員検定 (別表第3～8)	平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会が定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。	別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。
2 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「(6)イ 経過措置」の2つ目に「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則第3項）」とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも適用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載一三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年履修して免許申請するものが多く、免許法改正をまたいでの受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならないのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきたい。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4/7メールにて質問済）	【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。
3 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものと又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受けるとき、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に「第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」とありますが「次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」という理解でよろしいか。 〔補足〕 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受けるときに…」という文に、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8 メールにて質問済）	御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。
4 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本県では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No.25と同様に、30年度までに実施した科目については、本県が新課程の科目に読み替えてよろしいか。	【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。
5 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たす必要がある」との回答が示されているが、平成31年3月31日までに所要資格を満たした場合についても新法適用となるのか。	【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。
6 教育職員検定 (別表第3～8)	改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えることが具体的に示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えのメルクマールになるものがないか。	【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。

7	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～第8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読替えにより規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。	【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読替えについては弾力的に行っていただきたい。
8	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条(別表第3関連)中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならないか(当該事項の修得がなければ免許状を授与できないか)。	【質問回答集No.31、52参照】
9	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則第11条(別表第3関連)第1項表備考第1号及び同規則第13条表備考(各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。)に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等)を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。	【質問回答集No.52参照】
10	教育職員検定 (別表第3～8)	必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明年度が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読替えし、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。	お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。
11	教育職員検定 (別表第3～8)	平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないといけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たして、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形で免許の申請が可能とみなすのか)	【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答集No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。
12	教育職員検定 (別表第3～8)	(教育職員免許法施行規則附則第5項関係) ・免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということではないでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の根拠もお示しさせていただきますようお願いいたします。	平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を読み替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。
13	経過措置の適用	法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。	【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付け事務連絡「『教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集』について」(以下「質問回答集」という。)No.14参照)。 別表第3～第8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。
14	経過措置の適用	検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるのがいかがか。	①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、 また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、 のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。
15	経過措置の適用	平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。	事例の場合、施行時(平成31年4月1日)に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受けない。



16	経過措置の適用	平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。（実際に大学側から照会がありました）	施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されているとおり、卒業まで（科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで）に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。
17	経過措置の適用	平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）（以下「質問回答集」という。）において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番（12番）の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解で良いか。	お見込みのとおり。
18	経過措置の適用	質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い（旧法又は新法いずれも適用できる）とは異なり、今回は一律に新法適用ということでしょうか。	お見込みのとおり。
19	経過措置の適用	質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続かず、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）	施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。
20	経過措置の適用	施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということでしょうか。本県の大学では、大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。	【質問回答集No.10参照】
21	経過措置の適用	1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目等履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました） <No.9> 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。  1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目等履修生として継続するということか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるのでしょうか？  教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241P下段イで、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよいか。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。？ に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む、これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである。とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？  2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2 点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかず、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいでしょうか？  3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3 点目は、ハンドブック244P下段後半部分、 なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？	1 について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日時点で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含めない。すなわち、質問回答集No.1のとおり、「施行の際現に」大学に在籍していることは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。  2 について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間をおかず新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。  3 について 2のとおり。
22	経過措置の適用	卒業生の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、卒業生の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2（卒業教諭普通免許状）における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに卒業生の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、卒業教諭免許申請時に実際に卒業生の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「卒業生の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・卒業生の免許を取得見込みであることの証明書（卒業生養成課程において発行したもの（様式任意。）若しくは卒業生免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの（「卒業生免許取得（見込）照会書」等）を想定。写しでも可。） ・卒業生の免許の申請書の写し 等を提出させることが考えられる。
23	経過措置の適用	施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に卒業生の免許を授与された場合、別表第2の2（卒業教諭普通免許状）の所要資格を卒業までに満たさなかったということで新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を卒業教諭に採用できないこととなる。	【質問22参照】

24	別表第1、2、2の2	別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよい。 例、「中学校一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」	【質問回答No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。
25	別表第1、2、2の2	施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。	できる。
26	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいか？	前段はお見込みのとおり。 後段については、御質問の趣旨が判然としないが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。
27	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる」という解釈でよいか？	【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。）
28	別表第1、2、2の2	H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。  ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生担当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生担当のため平成34年度開講となるようで、平成31年度はこれらの2講座の開講がないようです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。  そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるという考え方でよろしいでしょうか。また、新法でいう新たな科目はこの2科目でよいのかご教示をお願いします。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要があります。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合には追加で履修の必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。
29	別表第1、2、2の2	(教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係) 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしたらよいでしょうか。（コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。）	コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許状授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。
30	別表第1、2、2の2	単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもってさらに単位を流用することができるということでしょうか。（例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。） また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第一項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。	前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。
31	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項表備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。（小一種所持者が幼一取得する場合、備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づき教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。）	【質問30参照】
32	別表第1、2、2の2	(教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係) 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位（単位の流用）を認めない。（平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集（No.40）」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。	可能である。
33	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないでしょうか。（中一種所持者が幼一取得する場合において施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の部分を含んで修得する必要がありますか。）	【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる（中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合は流用できない）。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。
34	別表第1、2、2の2	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の部分についてもNo.33と同様ですか。	【質問33参照】



35	その他 (平成29年改正規則)	別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。	御質問の趣旨が判断としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。
36	その他 (平成29年改正規則)	養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用（「養護一栄養」及び「栄養一養護」）する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということでしょうか。	お見込みのとおり。
37	その他 (平成29年改正規則)	質問回答集No.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどうでしょうか。	旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。
38	その他	小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することでよろしいか。	小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。
39	その他	別表第7で、特別支援1種免許状（知肢病）所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視知の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということでしょうか。	お見込みのとおり。 平成20年11月12日付け20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。
40	その他	（教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係） 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ 義務教育学校」、「ホ 中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。	お見込みのとおり。
41	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。	平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項（平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特例」という。）について、平成32年3月31日に実務経歴3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態です。事前に仮免許状を授与する案を説明したところ。 なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定ことも園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特例についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえ、追ってお知らせすることとさせていただきます。
42	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 文部科学省のホームページ内に、附則第18項関係（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例）の記載（必要単位等を含む。）があります。免許法等の改正にあわせて、附則第18項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。	平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特例について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。
43	教育職員検定 (別表第3～8)	①【質問14】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年4月1日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく（平成31年3月31日までに所要資格を満たしていたとしても）、平成31年4月1日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいか。 ②また、平成31年3月中旬に申請して授与が4月になった場合はどうか。	① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる（平成31年3月中の申請であれば、旧法適用となる。）。
44	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～8において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。	申請時点の法律で御判断いただくことになる。
45	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定められている（平成29年改正規則第14条）が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。	別表第3に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないよう、御配慮いただきたい。
46	経過措置の適用	①平成29年改正規則附則第7項は、別表第3により幼稚園教諭免許状を上進する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨（幼稚園教諭免許状取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること）に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出てくるのではないか。	① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第7項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第2項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
47	科目の読替え	旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。	科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更ない。また、読み替えるは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
48	科目の読替え	旧課程の単位の旧課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる（教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない）が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。	新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。

49	科目の読替え	別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うということになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。	平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。
50	科目の読替え	過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うところがある。	一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。
51	科目の読替え 学力に関する証明書	【質問12と同音】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要か。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくて良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可ともしてもらえるとありがたい。	免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。
52	学力に関する証明書	学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。	学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。
53	学力に関する証明書	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したもののなのか、明らかに判別できるようになっているか。	学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。
54	学力に関する証明書	4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。	学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。
55	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。	学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。
56	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつ考えるのが適切か。 例えば、施行の際現在に在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超えて、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため、）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるが、新法適用となってしまおうと思うが、その解釈が良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということで問題ないか（新法適用になっても有効期間の満了日が長くなるようにするか、有効期間の満了日が短くなっても旧法適用にするか、）。 （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。）	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑み、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。
57	その他 (幼保特例)	別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。	お尋ねの通知は、平成28年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことでありと思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。
58	その他 (幼保特例)	幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。	第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。
59	その他 (幼保特例)	幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。	制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。

60	その他 (平成29年改正規則)	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第13号については、現行の施行規則にも同様の規定があるが、ハンドブック(P.566)において、社会、理科、家庭の教科についての各教科の指導法の単位については流用できないとの記載がある。英語の教科についてはいかがか。	○平成29年11月の改正による改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第13号については、条文上特定の教科の指導法に関する科目からの流用を制限しているものではないこと、また、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正により、幼稚園教諭免許状取得において、小学校の教科に関する科目ではなく、領域に関する専門的事項を履修することとなったことなどから、免許状授与の審査において、理科、社会、家庭、外国語も含め特定の教科の指導法に関する科目から流用していることのみをもって、免許状授与のための要件を満たさないことにはならないと考えられる。 ○なお、同号を適用して、幼稚園教諭免許状を取得する際の保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数を小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目」の単位をもってあてられる場合においては、幼稚園と小学校低学年の接続の観点から、小学校低学年の科目である、現行の教育職員免許法施行規則第2条第1項に規定する6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法を学ぶことが履修方法としてより適切であると考えられることから、学生への履修指導としては、従前のとおり、前記の6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法に関する科目までできる限り履修させた上で流用するようにすることが適切である。 ○また、本件は、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正に伴うものであることから、これらを踏まえた履修方法の案内及び免許状授与の事務等の対応については、新法が適用される者から対応する必要がある。
61	科目の読替え	通信教育部の教職課程を全て取り下げた大学で、通学部の教職課程がある場合、通信教育部で修得した旧課程の単位を通学部で新課程の単位に読み替えることができるか。	単位の読替えは、「新課程を有する大学」として行うものであるため、同一の大学内に新課程を有する学部・学科等があれば、当該新課程に係る単位の読替えが可能である(学部間、通信教育部一通学部間を問わない。)
62	科目の読替え	新課程の中学校教諭一種免許状(国語)の認定を受けている大学が、旧課程の小学校教諭一種免許状の科目を読み替えることはできるか。	できない。平成30年5月18日付け質問回答集No.26のとおり、新課程の認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。
63	経過措置の適用	(科目等履修も含め) A大学とB大学に同時に在籍している学生が、中学校教諭一種免許状の課程を有するA大学には法施行日以前から在学しており、一方、小学校教諭一種免許状の課程を有するB大学には法施行後から在学し始めた場合、B大学では新課程を履修させるべきか。また、当該者が改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、A大学の中免取得のための単位をB大学の小免取得のために流用する場合はどうか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなるため、前段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修を法施行後から開始する場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ただし、後段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る履修をA大学で法施行日前から開始していると考えられることができるため、この場合、経過措置の適用を受けるとも解し得る。 このように、いずれとも考えられ得る場合、経過措置の適用を受けることができる者が、経過措置の適用を受けず新法の所要資格により免許状の授与申請を行うことも差し支えない。 なお、大学は、旧課程の科目を履修する学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。
64	経過措置の適用	「編入学」及び「転入学」の定義は何か。 例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。)	○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。 1. 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(学校教育法第108条第7項) 2. 高等専門学校を卒業した者(学校教育法第122条) 3. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第132条) 4. 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2)  これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.3のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。  ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、平成30年5月18日付け質問回答集No4.5.6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。  ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。
65	経過措置の適用	平成31年3月31日に教職課程のない大学を退学し、平成31年4月1日に教職課程のある大学に入学(転入学)した学生は、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。)	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。

66	経過措置の適用	平成30年4月からA大学の中学校教諭一種免許状の課程に在学している学生が、平成31年4月からB大学の小学校教諭一種免許状の課程で科目等履修を開始した。この学生が、A大学を卒業するまでに中学校教諭一種免許状の所要資格は満たしたが、小学校教諭一種免許状の所要資格は満たせず、A大学卒業後もB大学において科目等履修を継続した場合、小学校教諭一種免許状は経過措置の適用を受け旧法で取得することができるか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなる。 設例の場合、中学校教諭一種免許状については、平成28年改正法附則第5条に該当し、経過措置の適用を受ける。 小学校一種免許状については、 ①中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用しない場合、小学校教諭一種免許状取得に係る在籍及び履修を平成31年4月からB大学において開始したこととなるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.1のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ②中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用する場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修は、A大学において平成30年4月から始まっていることとなるため、施行の際現に大学に在学している者には該当するが、施行の際現に在学していたA大学を卒業するまでに小学校教諭一種免許状の所要資格を満たしていないことから、平成28年改正法附則第5条に該当せず、経過措置の適用を受けない。
67	経過措置の適用	施行の際休学していた場合も、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。
68	経過措置の適用	平成31年4月1日に飛び入学で学士課程から修士課程に入学した場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 また、施行の際現に学士課程に在学していた者が、平成31年4月1日以降に飛び入学で修士課程に入学した場合はどうか。	いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である（学校教育法第90条第2項、第102条第2項、学校教育法施行規則第151条、第152条、第153条、平成13年文部科学省告示第167号）。（文部科学省ホームページより）したがって、転入学の場合と異なり、同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、「施行の際現に大学に在学している者」に該当しない。 施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に飛び入学で大学院に入学する場合も同様である（同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、施行の際現に在学していた課程の在籍が終了するまでに所要資格を満たせない場合は、経過措置の適用を受けない。）。
69	科目の読替え	小学校の外国語の指導法を旧課程の「教科又は教職に関する科目」において開設していたが、これを新課程の外国語の指導法に読み替えることができるか。	平成29年改正規則附則第3項に規定するとおり、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読替えることができるのは、旧課程の「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）」のみであるため、旧課程の「教科又は教職に関する科目」の単位を、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読み替えることはできない。 旧課程の「教科又は教職に関する科目」を読み替えることができるのは、平成29年改正規則附則第4項のとおり、新課程の「大学が独自に設定する科目」にのみである。 なお、新課程が開始する平成31年4月1日以降は、小学校の外国語の指導法を、旧課程の「教科又は教職に関する科目」と新課程の「各教科の指導法に関する科目」を兼ねる科目として開設することが可能である。
70	その他	「総合演習」について、平成29年改正規則において規定がないため新課程の単位には読替えができないと思われるが、「総合演習」の単位は、改正省令の施行後は免許状取得のために使用することができないか。	平成20年11月改正教育職員免許法施行規則（以下「平成20年改正規則」という。）附則の規定は、平成29年改正規則によって無効となるものではないため、平成20年改正規則附則第2条～第4条に該当する者は、改めて「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

23. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（令和5年7月13日通知）

5 文科教第 6 5 4 号

令和 5 年 7 月 1 3 日

各都道府県教育委員会教育長	殿
各指定都市教育委員会教育長	
各都道府県知事	
各指定都市・中核市市長	
構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた各地方公共団体の教育委員会教育長	
附属学校を置く各国公立大学長	
各文部科学大臣所轄学校法人理事長	
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長	

文部科学事務次官

柳 孝

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（通知）

第 211 回国会において成立し、令和 5 年 6 月 23 日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号。以下「刑法等一部改正法」という。）附則第 15 条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）附則第 14 条の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 7 月 13 日に施行されます。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）の改訂を行いました。

これらの概要等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

文部科学省においては、これまで、基本指針の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作



成・公表、児童生徒等<sup>1</sup>に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきており、今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

## 記

### 第一 概要

#### 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正について

(1) 「児童生徒性暴力等」の定義（刑法等一部改正法附則第15条、性的姿態撮影等処罰法附則第14条関係）

刑法等一部改正法において、不同意わいせつ（改正後刑法第176条）、不同意性交等（同法第177条）及び16歳未満の者に対する面会要求等（同法第182条）、並びに性的姿態撮影等処罰法において、性的姿態等撮影（性的姿態撮影等処罰法第2条）、性的影像記録提供等（同法第3条）、性的影像記録保管（同法第4条）、性的姿態等影像送信（同法第5条）及び性的姿態等影像記録（同法第6条）に関する罪が新設等されることに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第2条第3項第3号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと。

(2) 経過措置（刑法等一部改正法附則第16条、性的姿態撮影等処罰法附則第15条関係）

改正後の法第2条第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から

<sup>1</sup> 「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。（法第2条第1項）

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒  
二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

第6条までの罪に当たる行為については適用しないこととする経過措置を設けることとしたこと。

## 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の改訂について

1 (1)の改正を踏まえ、児童生徒性暴力等の定義部分及び法第15条第1項のデータベースの令和5年4月1日からの稼働を踏まえ、データベース関係部分等について、所要の改訂を行ったこと。

## 第二 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日（令和5年7月13日）（刑法等一部改正法附則第1条本文及び性的姿態撮影等処罰法附則第1条本文関係）としたこと。

## 第三 留意事項

(1) 経過措置について、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為については、改正後の法第2条第3項第3号の規定は適用せず、当該行為は「児童生徒性暴力等」には該当しないこととしている。

一方、当該行為の中には、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為もある（例：児童生徒等の性的な部位を撮影する行為（改正前の法第2条第3項第4号口の通常衣服で隠されている人の身体を撮影する行為、改正後の法第2条第3項第3号の性的姿態撮影等処罰法第2条の罪に当たる行為に該当）等）。

本経過措置は、あくまで本改正によって法第2条第3項第3号に追加された行為（改正後の刑法第182条又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為）に関して適用するものであるから、上記のように改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為まで適用対象から除くものではない。

したがって、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法（以下「改正等法」という。）の施行前に行われた、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為には、本経過措置は適用されず、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれに該当する行為であるかを判別して失効・取上げの処分を行うこと。

(2) 法第15条第1項に規定するデータベースへの特定免許失効者等<sup>2</sup>に関する

---

<sup>2</sup> 「特定免許失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第10条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により免許が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許取上げの処分を受けた者をいう。（法第2条第6項）

情報の記録に当たり、失効・取上げの原因類型<sup>3</sup>に関する項目については、免許状の失効・取上げの原因となった行為の時点において適用される根拠条文に基づいて記録すること。したがって、(1)のとおり、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為のうち、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為については、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれかの該当号を記録すること。

(例1) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行前に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

(例2) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行後に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

#### 第四 児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保

教育職員等<sup>4</sup>による児童生徒性暴力等を根絶するためには、法の基本理念を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査など、法や基本指針に定める様々な施策を、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校、教育職員等の関係者が一丸となって実効的に講じていく必要があること。特に、令和5年4月1日から稼働しているデータベースについて、法にのっとり適切に運用すること等を含め、児童生徒性暴力等の未然防止に努めるとともに、早期発見及び対処にかかる必要な措置が適切に行えるよう、改めて法の趣旨を確認し、徹底を図ること。具体的には、例えば、以下のことに留意すること。

##### 1 採用時における採用希望者の経歴等の確認について

(1) 教育職員等を任命又は雇用するときは、「教員による児童生徒に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査結果について」(令和2年12月24日付け2教教人第32号総合教育政策局教育人材政策課長通知)や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」(令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知)等でも累次に渡り通知しているとおり、採用関係書類においても賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。このことは、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任

<sup>3</sup> 法第2条第3項第1号相当など、失効・取上げの原因となった性暴力等の行為の該当条項を示す。

<sup>4</sup> 「教育職員等」とは、教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)並びに学校の校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。(法第2条第5項)



用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。その際、当該任命又は雇用を希望する者の本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会等を行うことも考えられること。

## 2 特定免許状失効者等に係るデータベースへの情報の記録等について

- (1) 免許管理者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 2 条第 2 項（構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県教育委員会及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、当該都道府県又は認定市町村において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、法第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずることが義務付けられていること（法第 15 条第 2 項）。
- (2) データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く。以下同じ。）までに迅速に行うこと。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録すること。
- (3) 懲戒免職処分又は解雇の前に禁錮以上の刑が確定したことにより免許状が失効するような場合などにおいて、所轄庁からの通知等により、児童生徒性暴力等を行ったことは確実であるが、免許管理者において、データベースへの記録に必要な失効・取上げの原因となった性暴力等の原因類型の把握を、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに行うことが困難な場合も想定される。その際、当該者が児童生徒性暴力等を行った事実が確実に認められる場合については、更なる本人への聴き取りや調査等によってその具体的な原因類型が特定されるのを待つことなく、データベースに記録することとされている他の項目を速やかにデータベースに記録すること。また、失効・取上げの原因類型についても、速やかに事実関係の把握を行った上で、データベースに記録すること。
- (4) データベースへの記録が必要な項目に関する事実関係の特定が困難な場合において、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等の事実関係を正確に識別するため、任命権者等において、本人に対する聴き取り調査のほか、裁判の傍聴を行うことも考えられること。また、これらによっても当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうかの事実関係の特定が困難な場合は、免許管理者は、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことも考えられること。
- (5) 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報公告していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じるこ

ととなるため、免許法第13条第1項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。

### 3 法の趣旨の再確認と徹底

(1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

上記のような法の趣旨及び今回の改正を受け、法の趣旨を踏まえた適正かつ厳格な懲戒処分への徹底に向けて、改めて処分基準や対処マニュアルが適切なものであるか、点検・見直しを行うこと。

(2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ったうえで、事案が発生した場合には、

- ・教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと（法第18条第1項及び第2項）。
- ・児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならないこと（法第18条第3項）。
- ・学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。（法第18条第4項及び第5項）
- ・学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要がある、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要であること。

等について徹底すること。

### 4 その他

児童生徒性暴力等の防止等については、法や基本指針のほか、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）も十分に了知すること。

## 第五 関連資料

- 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01584.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html)
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt\\_kyoikujinzai01-000011979\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf)
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt\\_kyoikujinzai02-100000009\\_9.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_kyoikujinzai02-100000009_9.pdf)
- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_01036.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html)
- 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)
- 性犯罪・性暴力対策の強化について（「生命（いのち）の安全教育」を含む。）（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- 個人情報保護関連法令・ガイドライン等（個人情報保護委員会 HP）  
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（法務省 HP）  
[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12\\_00198.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00198.html)
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（法務省 HP）  
[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12\\_00199.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00199.html)

## 別添資料

- 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）
  - ①本文（関係部分抜粋）
  - ②新旧対照表（関係部分抜粋）
- 2 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂（新旧対照表）
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第

57号) 及び関係法令 (令和5年7月13日施行後)

本件担当：文部科学省 代表電話：03-5253-4111

(全体に関すること)

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許・研修企画室 法規係

内線：3969,3968

(「児童生徒性暴力等」の定義に関すること)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係

内線：2588

24. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（令和6年6月20日事務連絡）

こ 成 基 第 117 号  
6 文 科 教 第 630 号  
令 和 6 年 6 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
附 属 幼 稚 園 又 は 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園  
を 置 く 国 立 大 学 法 人 学 長

殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について（通知）

第213回国会において成立し、令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定子ども園法一部改正法」という。）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されました（別添1参照）。

これらの改正の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、運用に遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

なお、本改正に伴う関係法令及び通知の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

## 1 改正の概要

### (1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）をいう。以下同じ。）の資格要件等について緩和する特例を延長するもの。

### (2) 改正の内容

#### ①認定こども園法一部改正法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第2条）

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができるとされている。

また、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、原則として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、同附則第2項の規定により、特例として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を受けていれば、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）となることができるとされている。

本特例を延長することとし、延長の期間は、保育教諭、助保育教諭及び講師（保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末まで）となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年間（令和11年度末まで）に改めることとしたこと。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は令和8年度末までとし、令和9年度以降は特例措置の対象外とすること。

#### ②教育職員免許法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第3条）

保育士資格を取得した後、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号。以下「施行規則」という。）附則第8項で規定する職員としての3年かつ4,320時間以上の良好な勤務成績があり、かつ施行規則附則第10項の表備考第2号で規定する8単位を修得した者が幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を取得可能な特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例が設けられているところ、これらの特例を延長することとしたこと。

延長の期間は、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年（令和6年度末）を経過するまでの間となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年（令和11年度末）を経過するまでの間に改めることとしたこと。

## 2 施行期日（第14次地方分権一括法附則第1条第1号及び第5号）

1の改正（主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正を除く。）の施行期日は、公布の日としたこと。

1の改正のうち、主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正の施行期日は、令和9年4月1日としたこと。

### 3 留意事項

都道府県・指定都市・中核市においては、教育委員会等の庁内関係部局や、域内の養成機関、関係団体、市区町村等と連携を図りつつ、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有していない保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有できるよう、必要な情報提供や関係機関等との調整などの支援に努めていただきたいこと。

なお、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく、幼稚園教諭免許状を取得している職員について、幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ4,320時間以上従事し、指定保育士養成施設において8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等として2年以上かつ2,880時間以上従事した場合については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例についても延長を行う予定である。

#### 【別添資料】

第14次地方分権一括法（本文・新旧対照表）（関係部分抜粋）

本件連絡先

<認定こども園法一部改正法について>

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電 話：03-6861-0053（直通）

e-mail：seiikukiban.hourei1@cfa.go.jp

<教育職員免許法について>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

e-mail：menkyo@mext.go.jp

25. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）（令和6年10月23日事務連絡）

事務連絡  
令和6年10月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課  
各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公立大学法人担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
放送大学学園担当課  
文部科学省が所管する各独立行政法人担当課  
各指定教員養成機関担当課  
令和4年度までに免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に当たって必要となる介護等体験（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第1項に定める体験をいう。以下同じ。）については、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例を設けているところです。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和6年3月21日付け5文科教第1873号文部科学省総合教育政策局長通知。以下「特例延長通知」という。）でも周知していたとおり、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしましたので、その旨周知します。関係各位におかれては、介護等体験の趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

詳細は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（介護等体験を行うことができる施設に限り、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。



その際、学校における働き方改革の観点から、学校への周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年文部省令第40号)附則第2項により読み替えられた同令第3条第1項及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「大臣決定」という。)に基づき、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例(以下単に「特例」という。)が設けられているところ、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしたこと。

これにより、令和7年度以降の介護等体験実施に当たって、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関におかれては、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切に配慮いただくとともに、受入施設となる特別支援学校や特別支援学級を置く学校など関係施設におかれては、介護等体験に関し必要な協力を行うよう努めていただくこと。

- (2) 特例延長通知でも周知したとおり、受入れ施設の調整に当たり、特例期間は令和7年度以降の延長はしないものの、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から引き続き受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行うことも可能であり、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。なお、例えば、特別支援学校又は特別支援学級のみで7日間の体験を行うなどの運用も、もとより法令上は差し支えないこと。

- (3) 大臣決定1に定める要件に該当する者については、本特例の終了後も引き続き、証明書(大臣決定4に定める証明書をいう。以下同じ。)の提出をもって、小学校又は中学校教諭の普通免許状の授与に係る介護等体験の実施は不要であること。

(4)(3) のとおり、本特例の終了後も小学校又は中学校の教諭の普通免許状授与の申請に当たって証明書の発行が求められる場合があることから、大臣決定4(2)イからニまでに掲げる者は、証明書の発行の請求があった場合には、適切に対応すること。

別添資料：介護等体験を行うことができる施設

<本件連絡先>  
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許・研修企画室 法規係  
Mail : menkyo@mext.go.jp

## 26. 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（令和6年6月3日通知）

6 教参学第14号  
令和6年6月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長 御中  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
教職課程を置く各国公私立大学長  
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
後藤 教至  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長  
安里 賀奈子

### 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

先般、児童が小学校の学校給食を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。こうした事故の発生時には、児童生徒等の命を守るため、直ちに救急要請するとともに、AEDの使用も含めて、心肺蘇生等の応急手当を迅速かつ適切に行うことが重要です。

応急手当に関しては、第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）において、教員養成段階における学校安全の学修の充実の主要指標として「教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況」（参考1）が掲げられており、また、現職段階の研修についても、文部科学省から「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（令和5年11月30日事務連絡）」（参考2）等において、緊急時の一次救命処置が迅速かつ適切に行われるよう、日頃から訓練を行うこと等について呼びかけているところで

す。

一方で、文部科学省の調べによると、教員養成段階において必修となっている授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の11.7%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の31.1%となっており、このうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に該当する授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の1.2%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の5.7%（参考3）となっています。

また、現職段階においては、各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において、教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている割合は84.4%、教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している割合は53.4%（参考4）となっています。

消防庁統計によれば、一般市民が心肺停止を目撃した際、応急手当を実施した場合には、しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約2倍、事故後の社会復帰率が約3倍、さらに、AEDを使用し除細動を実施した場合、使用しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約3.5倍、社会復帰率が約4.1倍になることが示されています。（参考5）

従って、教職員が児童生徒等の重大事故等に遭遇した場合に、救急要請することに加え、救急隊到着までの間、適切な応急手当・AEDの使用を行うことが重要と言えます。

こうした状況を踏まえ、教員養成段階・現職段階それぞれにおける応急手当に係る取組の推進にあたって御留意いただきたいことを下記のとおり周知します。

大学の教職課程で学ぶ学生が将来教職に就いた際、また、現職の教職員がいざというときに躊躇せず対応できるよう、AEDを用いた実習を含む応急手当に係る取組について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容は消防庁と協議済みであり、全国各地の消防本部に周知するとともに、教職員等に対する応急手当講習の実施について協力を依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1. 教育機関と消防本部等との連携等について

#### 【共通事項】

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、そのためには、学校の体制を整備し組織として対応できるようにしておくとともに、教職員が一次救命処置の方法や心構えについて適切に理解を深め、習熟しておくことが必要です。

これらは、各地域の消防本部・消防署等が実施する応急手当講習により実技実習を含めて学ぶことができます。いざというときに躊躇せず対応するためには、実習を通じた学びが効果的であるため、現職の教職員はさることながら、教職課程で学ぶ学生が、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の授業等や教育実習の事前指導、また授業外の取組においても、こうした講習などを通じて学ぶ機会が得られるよう、消防本部等と連携した計画的な取組について積極的に御検討いただくようお願いいたします。

#### 【取組の参考となる事例】

##### ● 教員養成段階

大阪教育大学では、「学校安全」教育活動の一環として、教員免許状を取得する者は、普通救命講習等を必修とし、全学学生を対象に「普通救命講習会」（心肺蘇生法等）を実施している。この「普通救命講習会」の講師は、大阪南消防組合による「応急手当普及員講習」を受けた教職員が務めており、受講すると「普通救命講習修了証」が交付される。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/safety/kyumei/>

##### ● 現職段階

宮城県では、各学校において消防署等から外部講師を招いて「応急手当に関する研修」を実施するなどし、心肺蘇生や AED 使用についての基礎的な知識や技術を身に付けるとともに、事故発生時の校内での安全管理体制について教職員間で共通理解を図っている。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/51362/7ousyoubou.pdf>

### 2. 消防本部等との連携の際のポイントについて

#### (1) 相談の際の留意点

##### 【教員養成段階】

- ・学生向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が大学等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、大学の学部学科等でまとめて実施できるよう工夫をお願いします。

##### 【現職段階】

- ・学校の教職員向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が学校等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、できるだけ 1 つの学校に地域の教職員が集まる等し、まとめて実施できるよう工夫をお願いします。

#### (2) 相談先

各地域で体制が異なる場合がありますが、実情に応じて窓口の案内を受けることができます。

##### 【教員養成段階】

- ・大学の設置者（大学、法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。

**【現職段階】**

- ・ 学校の設置者（教育委員会、学校法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。
- ・ 各学校からの相談は、最寄りの消防署まで連絡してください。

(3) 補足

**【共通事項】**

- ・ 「応急手当普及員講習」を受講すると、他の教職員等へ知識・技術を直接伝達するまで習熟が可能です。また、地域によっては、受講者自ら「普通救命講習」を開催し、修了証の交付ができることもあります。
- ・ 教職課程で学ぶ学生や現職の教職員には実習を含む「応急手当講習」の受講を推奨しますが、全員で講習受講の時間が取りにくい場合等には、消防庁 Web サイトで公開している e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的に活用することも考えられます。（別添 2：e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」）

**【e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」】**

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



**【担当】**

(教職課程における取組について)

総合教育政策局教育人材政策課

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2453）

(現職教師等に関する取組について)

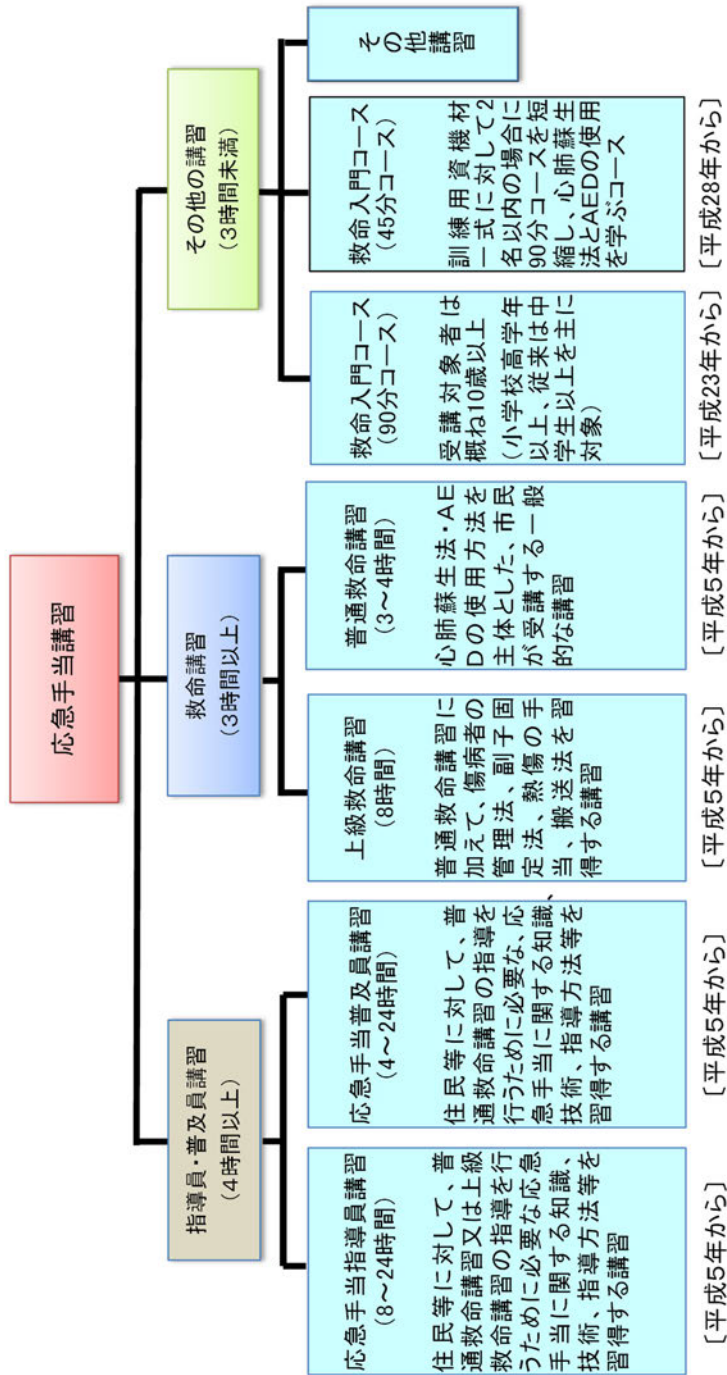
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線：2966）

# 応急手当講習の種類

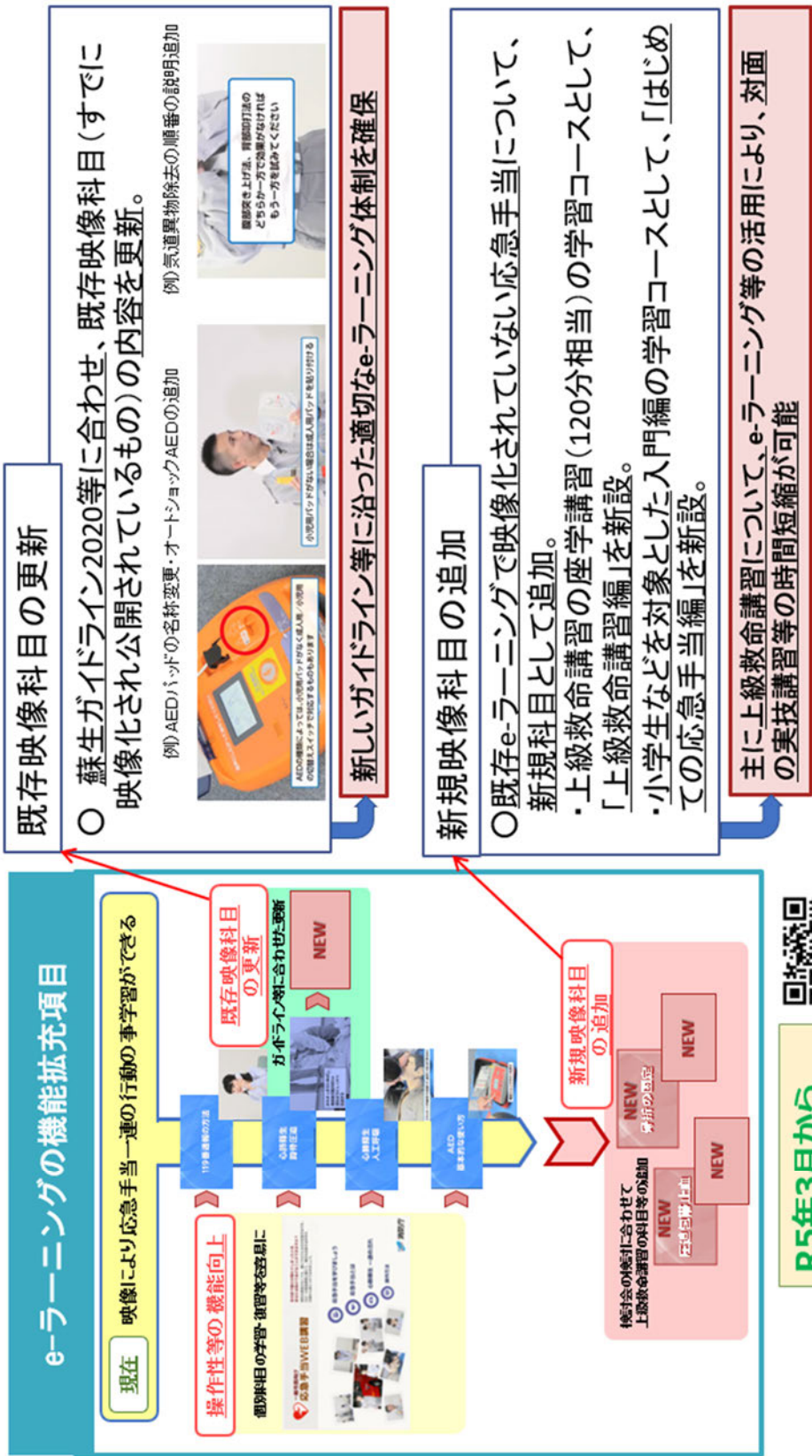
- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、各消防本部において救命講習等を開催している(平成5年～)。
- eラーニングコンテンツ「応急手当WEB講習」を消防庁HP上に公開し、普及促進を図っている(平成28年～)。



「応急手当WEB講習」を活用した講習※、分割型講習、ハード面の工夫による講習の時間短縮など、効率的な講習制度の導入を推進  
 ※普通救命講習 I については、eラーニングによる座学部分(1時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(2時間)を受講することで修了証を交付可能(平成23年～)  
 ※上級救命講習については、eラーニングによる座学部分(2時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(6時間)を受講することで修了証を交付可能(令和4年～)



# e-ラーニング「応急手当WEB講習」の拡充



R5年3月から  
消防庁ホームページ

## 第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）

「教員養成における学校安全の学修の充実」に係る記載及び主要指標

**教員養成における学校安全の学修の充実**

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の 3 領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の 3 領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス<sup>\*1</sup>や権威勾配<sup>\*2</sup>などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため AED を用いた実習を含む一次救命措置（BLS）<sup>\*3</sup>を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

\*1 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

\*2 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成 26 年 2 月）」より）

\*3 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

**第 3 次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】**

- ・ 教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の 3 領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・ 教員養成機関における、AED を用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況



厚生労働省から AED の適切な管理等について再周知依頼がありましたのでお知らせします。学校等の管理下において事故等が発生した際、AED の使用も含めて組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが重要であり、そのためのポイントも改めてお知らせします。

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

厚生労働省より、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」及び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」について、再周知依頼がありました。（別添 1、2 のとおり）

この内容について、参考資料 1 のとおり、ポイントをまとめています。各学校等及び学校等設置者におかれては一読いただき、自治体等における実態を踏まえつつ、定期的な安全点検等の中で適宜確認いただく等、遺漏なきよう対応願います。

なお、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の使用も含め、学校等の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが必要です。

このことについて、改めてポイントを下記のとおりまとめていますので、傷病者を発見した場合に躊躇せず迅速かつ適当な手当ができるよう、今一度体制や構成員の理解等について確認していただくとともに、その充実を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるよう

お願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて適切に判断いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

こうした基本的な対応については、危機管理マニュアル等において、参考資料2のように、1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的です。その際には、特に以下のような点を明確に記載しておくことが望まれます。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ 119番、110番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡

### 2. 一次救命処置（BLS）について

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことが必要です。その手順については、参考資料3のとおり、日本蘇生協議会（JRC）の「JRC蘇生ガイドライン2020」において簡潔なフロー図が示されていますので、教職員等がいざというときに躊躇せず活用できるよう、危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおくこととともに、消防等と連携し、日頃から訓練を行っておくことが重要です。

呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合（心停止なのか判断に迷う場合も含む）には、躊躇せず一次救命処置を行う必要があります。心停止ではない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても重大な障害が生じることはないとされています。

また、突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることもあります。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、普段通りの呼吸ではなく、ただちに胸骨圧迫を開始する必要があります。

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの指示に従って操作します。特定の教職員等のみではなく全構成員が、AEDの設置場所を把握するとともに操作法について理解を深めておくことが重要です。

こういった対応を、救急隊に引き継ぐまで、あるいは、傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける必要があります。

なお、119番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるので、状況によっては電話のハンズフリーモードを活用しつつ指示を仰ぐとともに、救助にあたる者でその内容を共有することも有効であることに留意してください。

【本件担当】 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966

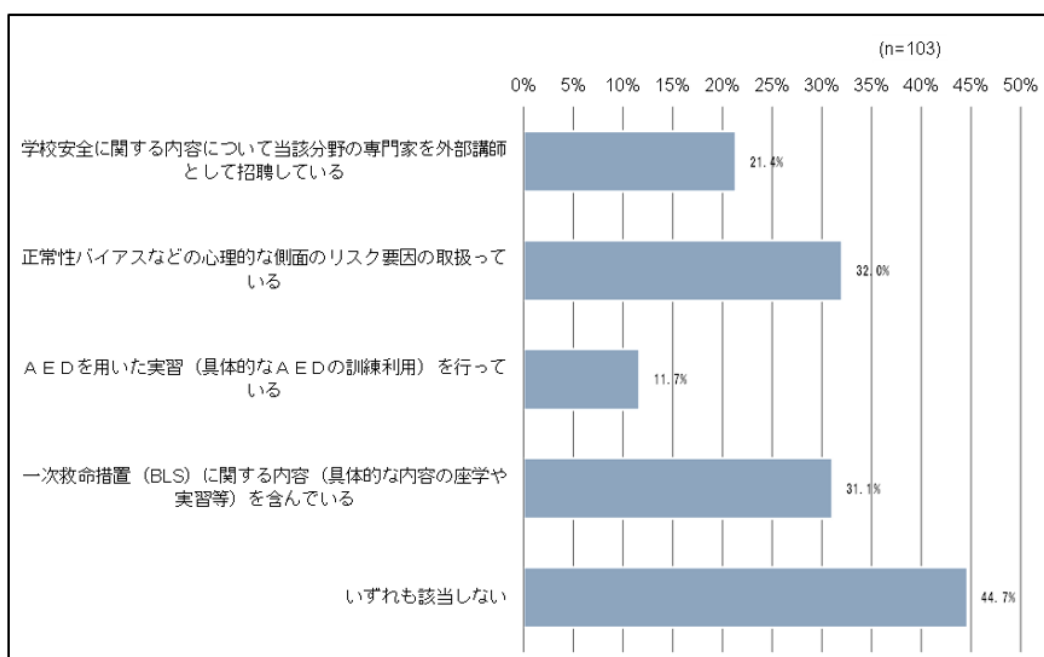
※参考：事務連絡の参考資料は以下にリンクに掲載しています

[https://www.mext.go.jp/content/20231130-mxt\\_kyousei01-1417343\\_00027\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231130-mxt_kyousei01-1417343_00027_1.pdf)

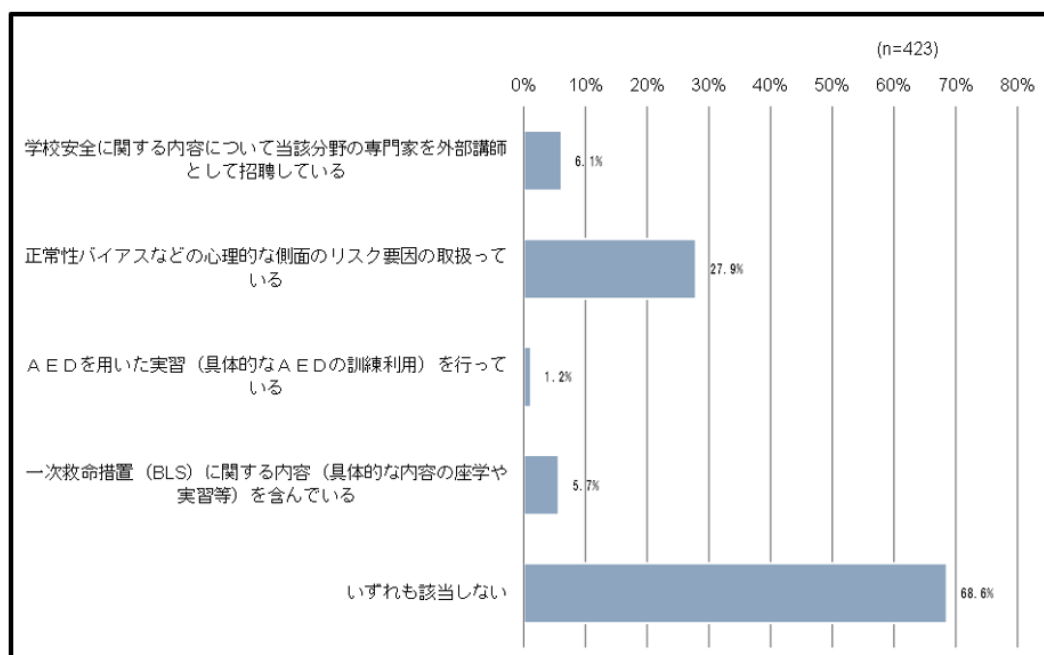


第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）における  
「教員養成における学校安全の学修の充実」主要指標に該当する授業の状況

- 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況



- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける主要指標に該当する授業の状況



学校安全の推進に関する計画に係る取組み状況調査（令和3年度実績）  
（抜粋）

(49) 教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している学校の割合

今回	前回
53.4%	-

(50) 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の割合

今回	前回
95.9%	95.1%

②AEDを設置している学校のうち、日常的に点検を実施している学校の割合

今回	前回
98.8%	98.3%

③AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を児童生徒等と共有している学校の割合

今回	前回
70.6%	-

④AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を教職員と共有している学校の割合

今回	前回
99.3%	-

(51) 児童生徒等を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合  
※特別支援学校及び幼稚園等を除いた学校の割合

今回	前回
44.9%	51.6%

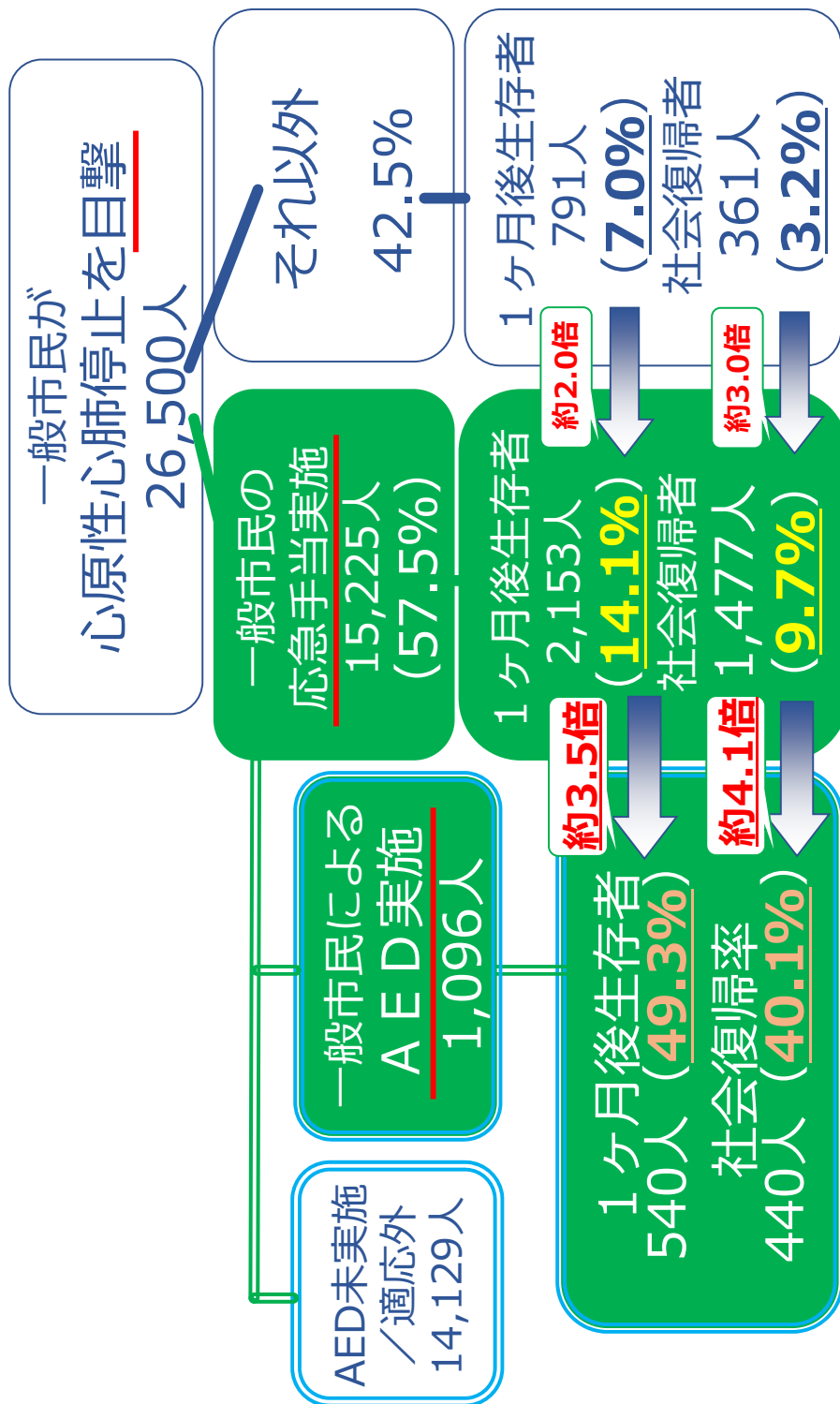
(52) 教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合

今回	前回
84.4%	92.4%

※参考：調査結果全体版は以下のリンクに掲載しています

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

応急手当の救命効果  
 (一般市民が心原性心肺停止を目撃)



応急手当の救命効果

参考5

## 27. 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（令和6年7月4日事務連絡）

事務連絡  
令和6年7月4日

教職課程を置く各国公私立大学担当課  
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

### 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和5年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施しました。この度、教職課程を置く国公私立大学を対象に行ったアンケート調査ならびにインタビュー調査を通じ、教育実習の教育効果を見直し、改善するために有効と思われる事項を含むガイドラインが取りまとめられましたのでお知らせします。この中には、教育実習の相談・支援体制（ハラスメント等の対応や、配慮や支援を要する学生への対応を含む。）や働き方改革を受けての実習の変化、学校体験活動を含む教育実習実施の早期化・分散化等の、最新のトピックについても含まれています。

また、特に、教育実習実施の早期化・分散化等の取組については、令和4年12月の令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）において、「短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。」とされているところ、令和6年4月30日事務連絡「令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）」において、各教育委員会においての教員採用選考試験の前倒しの検討状況も踏まえ、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただくよう、お知らせしたところです。

このガイドラインには、「学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル」が示されており、これらも参考としながら、大学等で実施する教育実習について、FD等の機会等も活用しながらふりかえり、その改善に努めるとともに、引き続き、教育実習の早期化・分散化についても御検討いただきますようお願いいたします。

#### <参考>

- 令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（大阪教育大学ホームページ）  
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>
- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～  
（答申）（中教審第240号）（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)
- 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）  
（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00073.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html)
- 障害のある学生の教育実習の実施について

(文部科学省ホームページ)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu_00001.html)

**【別添資料】**

- (別添1) 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン (紹介ちらし)
- (別添2) (事務連絡) 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について (周知)
- (別添3) 教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ (小・中学校の例)
- (別添4) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

<p>(本件担当) 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室 教職課程認定係 TEL 03-5253-4111 (内線 2453、2451) E-mail kyo-men@mext.go.jp</p>
---



28. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日通知）（抄）

4 教 教 人 第 4 8 号  
令 和 5 年 3 月 2 9 日

教職課程を置く各国公私立大学長  
各指定教員養成機関の長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の長  
各指定都市・中核市市長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後 藤 教 至  
(公 印 省 略)

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下、「施行規則」という。）に定める教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下、「教育実習等」という。）の実施に当たっては、施行規則第22条の5に基づき、認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならないこととされています。

令和4年12月の中央教育審議会答申（『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）（以下、「令和4年答申」という。）において、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、学部段階での養成においても、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要とされています。これを踏まえ、従来の教育実習等の実施の在り方の見直しや学校体験活動の積極的な活用などにより、教師を目指す学生が早い段階から複数回に渡り学校現場に入っていくことが想定されることから、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められることとなります。

特に、学校現場における教育実習等の実施の際のハラスメントについては、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和2年3月19日付け元初財務第37号）（別添1）（以下、「ハラスメント指針通知」という。）において、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めています。

また、これを踏まえ、教職課程を置く大学の長及び各指定教員養成機関の長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」を踏まえた対応について（通知）」（令和2年3月27日付け元教教人第48号）（別添2）において、教育委員会等との協力の上、教育実習等の実施に当たって起こりうるハラスメントに関し大学等としての主体性と責任を持った対応を行

うことを求めています。

既にこれらのことについては、各教育委員会や大学等で承知されているものと存じますが、引き続き、ハラスメントの防止や、ハラスメントの事例やその対応等の周知徹底に努めてくださるようお願いいたします。また、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことは重要であることから、改めて下記の点について御留意くださるよう、お願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校並びに所管の認定こども園及び域内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）認定こども園主管課に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の認定こども園に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

## 記

### 1. 教職課程を置く大学等に係る事項

#### (1) 全般的事項

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行うこと。このため、大学等は教育実習等の計画、教育委員会や学校等への受入れ調整、評価方法の設定、学生への事前事後指導、実習期間中の学生や学校等との連絡体制の整備等について、引き続き努めるとともに、万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要があること。
- ② 令和3年の施行規則の改正により、複数の認定課程を置く大学については、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることとされている（施行規則第22条の7）。教育実習等の実施に当たっても、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、全学的に教職課程を実施する組織体制を中心として、大学全体として取り組むことが期待されること。
- ③ 同改正により、認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている（施行規則第22条の8）。これを踏まえ策定された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）においても、教育実習等に関し、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」等の観点が例示されていることから、大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待されること。また、その際は、教職員や教職課程の学生等へのアンケートの結果等、定量的なデータの収集等を通じて、その状況を正確に把握することが考えられること。

#### (2) 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- ① 教職課程に限らず、大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号）（別添3）において、その包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても、大学等は原則これを踏まえ適切な対応を行うことが必要なこと。

- ② 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日文科科学大臣決定)において、教育職員の養成課程を有する大学においては、学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置を講ずるものとされていること(第13条第3項)から、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進すること。特に、教育実習等の事前指導等においては、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分に指導を行うこと。
- ③ 万一、実習期間中に学生が、性暴力やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の被害を受けるなど、学校現場において不適切な事案等が発生した場合のため、大学等は学生が直ちに相談できる窓口や連絡体制があることについて事前に周知を図ること。また、相談内容や状況に応じ大学等として適切な対応を行うことについても、学生に周知すること。
- ④ 学生が上記の相談を行うことを躊躇することのないよう、大学等は相談に係る関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、学生に対し、プライバシーが保護されることについての周知も行うこと。
- ⑤ 教育実習等の授業科目の単位認定は、最終的には大学等の責任において行われるものであるが、実習受入れを行う学校で指導に当たる教員がその評価の一部を行う立場にあることから、学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定されるため、大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分に周知を行うこと。

### (3) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることや、教員免許状を取得するための認定科目であることから、大学設置基準等や施行規則等に基づき、適切な時間の設定・確保を行うことはもとより、緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行うこと。
- ② 学校における教員の働き方改革については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日付け30文科初第1497号)(別添4)(以下、「働き方改革通知」という。)に示すとおり、文部科学省、教育委員会等においてその取組を進めているところである。本通知の趣旨も踏まえ、大学等における教職課程の授業科目のうち、例えば、「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)」に関する科目において、教員の働き方改革に関する内容等を取り扱うことが考えられること。
- ③ 上記の教員の働き方改革を推進する趣旨から、大学等においても、実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないことへ十分な配慮が必要であること。例えば、教育実習等の学生個人の評価票やその他の報告事項等の提出に当たり、学校や実習を指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意すること。また、その方法においては、ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討すること。

### (4) その他

- ① 障害のある学生が教師を目指す場合の教育実習等の実施においては、その学生の障害の状況等に応じ、合理的配慮の在り方に十分な留意が必要であるとともに、特に、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は

受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。また、実習期間中における学生の困りごと等に迅速な対応ができるよう連絡体制を整えること。

なお、「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（大阪教育大学：令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」委託調査研究）も参考にすること。  
URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoiku\\_jisyu\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoiku_jisyu_00002.html)

- ② いわゆる母校実習に関し、学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校等の学校で教育実習等を行うことは、早い段階から地域の教育を知る上で有意義である。一方、大学等から比較的遠隔地の学校で行われることが多く、ハラスメントの問題が生じた場合の緊急の対応への課題もあることから、大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意すること。

## 2. 各教育委員会や学校等に係る事項

### (1) 全般的事項

- ① 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。特に、教育実習中の学生は実習中に教員から指導を受ける弱い立場にあることから、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに類する言動を行うことは決して許されるものではない。このことについて、教育委員会や学校等は、改めて関係者に周知徹底を行うこと。
- ② 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第6号）においては、教育実習生等の「自らの雇用する労働者以外の者に対する言動」についても取り組むことが望ましいと規定されていることを踏まえ、教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図ること。
- ③ 教育実習等に受け入れる大学等や学生が決定した場合、教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合の学生が相談できる窓口の周知を徹底すること。また、その相談があった場合には適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努めること。
- ④ 平成30年の施行規則改正により、文部科学大臣が認定した在外教育施設も教育実習を行う施設とすることが可能とされたため、当該施設において教育実習等を行う学生を受け入れる場合は、本通知を参考に適切な対応を行うこと。

### (2) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、大学等は大学設置基準等や施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っているため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要があること。また、教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則であることから、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないよう、努めること。
- ② 令和4年答申を踏まえ、今後教育実習等の実施の在り方が多様化することが想定されることから、教育委員会はその受入れの調整にあたって、域内の学校に一任するのではなく、例えば、教育委員会が中心となって調整を行うことや、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担

を軽減することが期待できること。

- ③ 「働き方改革通知」を踏まえ、教育委員会や学校等においてその取組を進めているところと承知しているが、受入れ学校の教員の勤務時間の状況等によって、教育実習等の実施においても、設定された時間数を上回る長時間の実習が行われる可能性があると考えられることから、教育実習等の適切な実施の在り方については、教員の働き方改革や職場環境の改善と併せて検討することが望ましいこと。

(添付資料)

- 【別添 1】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和 2 年 3 月 19 日付け元初財務第 37 号）
- 【別添 2】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）を踏まえた対応について（通知）」（令和 2 年 3 月 27 日付け元教教人第 48 号）
- 【別添 3】「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和 4 年 11 月 22 日付け 4 文科高第 1246 号）
- 【別添 4】「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号）

(本件担当)  
総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室  
教職課程認定係  
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)  
E-mail kyo-men@mext.go.jp



# 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない<sup>※1</sup>。  
令和4年12月の中央教育審議会答申<sup>※2</sup>を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。**

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』第3章「教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」  
（参考URL：https://www.mext.go.jp/ib\_menu/shingi/chukyo/chukyo/3/079/sonota/1412985\_00004.htm）

## 教職課程を置く大学等に係る事項

### 1 全般的事項

■ **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持つて行う。**

■ **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。**

■ **大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみに学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。**

■ **大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待される。**

### 2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

■ **大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。**（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））

■ **学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため<sup>※</sup>、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分な指導を行う。**（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定））

■ **大学等は、学生が直ちに相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、学生に周知する。**

■ **学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。**

■ **学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。**

### 3 教育実習等の適切な時間の管理等について

■ **緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。**（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき）

■ **実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意する。**

■ **ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。**

### 4 その他

■ **障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。**

■ **母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。**

1

# 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

## 各教育委員会や学校等に係る事項

### 1 全般的事項

■ **学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**

■ **教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。**

■ **教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。**

### 2 教育実習等の適切な時間の管理等について

■ **教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っている。そのため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**

■ **教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。そのため、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないよう努める。**

■ **教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに入入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。**



**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

2

29. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて（令和4年5月20日事務連絡）

事 務 連 絡  
令 和 4 年 5 月 20 日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程担当課  
教職課程を置く各国公私立大学障害学生支援担当課  
各指定教員養成機関教職課程担当課  
各指定教員養成機関障害学生支援担当課

御中

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課

「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施いたしました。

この度、大阪教育大学において、調査研究に関する報告書及び「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（以下「本マニュアル等」という。）が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

本マニュアル等では、障害のある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障害種別に特化した対応や留意事項をまとめており、各大学が障害のある学生の教育実習を円滑に実施する上で参考となる情報を掲載しています。また、チェックリストにおいては、マニュアルで記載している内容を実習の学内準備や振り返り等の段階ごとに、対応の実施状況や、学生のニーズの把握の確認として活用できるものとなっています。

つきましては、教職課程を置く各国公私立大学担当課、教職課程を置く各指定教員養成機関担当課におかれては、下記に御留意の上、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきますようお願いいたします。

記

1. 本マニュアルの学内での活用にあたっては、教育実習の担当部署や担当教員のみならず、障害学生支援窓口や学生にも周知いただくとともに、各大学等の関係部署が有機的に連携し、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきたいこと。
2. 障害のある学生の教育実習の実施にあたっては、学生本人の意思や主体性を尊重しながら、学生・大学・実習先の学校が、互いに納得のできる方法を検討するため、学生の障害の特性等に応じたサポート等について、丁寧に話し合うことが重要であること。
3. 今後、本マニュアル等を参考に、各大学等の障害のある学生の支援や教育実習に係る対



応要領やマニュアル等を策定又は改訂していくことが考えられるが、その際には、障害のある学生の意見聴取をするなど、学生が安心して教育実習に臨めるよう、取組をお願いしたいこと。

4. 教育実習は大学の教職課程の一環であり、その実施にあたっては、大学と学生が十分に話し合い、学生の障害の状況や希望、実習校の受入体制等を踏まえ、具体的な実習方法を決定してることが重要である。この中で、障害のある学生から配慮の希望等があった場合、各大学等は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、必要な合理的配慮を行うことに留意すること。
5. 障害の有無にかかわらず、教員を目指す全ての学生が、その意欲と能力に応じ大学で学べる環境を整備することは重要であることから、障害のある学生が教員を目指すことの可能性や選択肢を諦めることのないよう、教育実習の実施期間やその直前の時期に限らず、教職課程全体を通じた学生の継続的な支援体制の整備に取り組んでいただきたいこと。

**【添付資料】**

- (別添1) 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルと  
チェックリスト
- (別添2) 同リーフレット

**【大阪教育大学事業報告・マニュアル等ホームページ】**

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienroom/index.html>

**【本件問合せ先】**

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係  
TEL：03-5253-4111（内線 2453）  
E-mail：kyo-men@mext.go.jp

### 30. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について（令和2年7月10日事務連絡）

事務連絡  
令和2年7月10日

教職課程を置く

各国公私立大学担当課  
各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課

#### 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、日頃より教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成31年4月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各大学等における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、障害のある高校生等を大学見学・体験入学に受け入れたり、教育学部で独自に障害のある学生の個別支援チームを立ち上げ教育実習に向けて支援したりする取組などが行われています。

また、本調査結果の公表と併せて、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に資するよう、各都道府県教育委員会等に対して別添の通知を发出了しました。

各大学等におかれても、本調査結果を参考にしつつ、同通知の趣旨も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、都道府県教育委員会等と連携協力を図るなど、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。その際、教育実習時の支援の在り方は特に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

（参考）「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」（令和2年7月10日中 央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料）

[https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html)

（本件担当）  
総合教育政策局教育人材政策課企画係  
TEL 03-5253-4111（内線2456）  
E-mail kyoikujinzai@mext.go.jp

各都道府県・指定都市教育委員会  
教職員人事主管課長 殿文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
柳 澤 好 治文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
浅 野 敦 行

(印影印刷)

## 障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より障害者雇用の促進に尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成 31 年 4 月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各教育委員会における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、聴覚障害のある教師の情報保障のために手話通訳者を配置したり、教職員の業務を軽減するために県立学校等に障害のある人を教務・業務補助員として配置したりする取組が行われています。

この他、パラアスリートなどの専門性等を有する障害のある人を教師や学習指導員、ICT 支援員等として任用することや、スクール・サポート・スタッフとして任用することなども考えられるところです。

各教育委員会におかれては、本調査結果や、他県市の具体的な取組事例等も参考にしつつ、令和 3 年 3 月 31 日より前に法定雇用率がさらに 0.1%引き上げられる予定であることも見据え、特に下記の事項について予算措置も含め更なる障害者雇用の促進に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和 2 年 7 月 10 日中 央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

[https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html)

本件連絡先：総合教育政策局教育人材政策課企画係  
03-5253-4111 (内線 2456)

## 記

### 1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、本調査における国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項等も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、学校インターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

### 2. 公立学校教員採用選考試験の改善

令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）における障害のある者を対象とする選考においては、受験資格として「自力通勤可能」「介助者不要」等の要件を定めている例は皆無となるなど、各教育委員会において着実に改善が進んでいます。引き続き、一層の障害者雇用の促進の観点から、障害者雇用促進法や障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害者の採用拡大に努め、障害があることをもって不合理な差別的取扱いがなされることのないようお願いします。

### 3. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

### 4. 障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や情報通信環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、情報通信環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき地方財政措置を講じるとともに、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算において、学校内の高速大容量の通信ネットワーク等の整備支援を行っています。

各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

### 5. 今後の取組に向けて

文部科学省では、今後、令和3年度以降に改めて調査を行い、各教育委員会の進捗状況をフォローアップさせていただき予定。各教育委員会におかれては、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等も踏まえ、障害のある教師等の教育関係職員が教育現場で活躍している全国の事例について収集・発信を行うため、入職後の勤務体制・職務内容等に係る工夫など、各教育委員会における合理的配慮の在り方等についての事例集を作成する予定です。ついては、改めて依頼させていただきますので、御協力くださるようお願いします。

### 31. 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について（令和3年4月1日事務連絡）

事務連絡  
令和3年4月1日

教職課程を置く各国公私立大学担当課  
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

#### 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月から2月にかけて教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に御協力いただきました「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況（令和元年度）」に関する調査について、この度、別紙のとおり結果を取りまとめましたので、お送りいたします。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。今回の調査結果も踏まえ、大学等においては、都道府県教育委員会等と緊密に連携を図りつつ、下記に留意し、障害のある学生の教育実習の実施に当たっていただくようお願いします。

なお、文部科学省としても、令和3年度予算において必要な経費を計上している「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」（別添参照）の中で「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」を新たなテーマとして設け、教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにすることなどに取り組むこととしております。事業の実施にあたっては御協力いただきますようお願いします。

#### 記

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

##### ① 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

##### ② 教育実習受入校との教育実習実施前の調整

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

##### ③ 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

##### ④ 教育実習中の状況把握

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との

調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ 教育実習実施後の成果と課題の把握

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

本件担当

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111 (内線 : 2451, 2453)

Mail : [kyo-men@mext.go.jp](mailto:kyo-men@mext.go.jp)

32. 教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について（令和4年6月29日事務連絡）

事務連絡  
令和4年6月29日

教職課程を置く

各国公私立大学  
指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について」（令和4年6月3日付4文科教大350号）においてお知らせしました、教職課程を履修する学生を対象とした教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の概要及び教育実習における留意事項についての動画を作成し、公表しました。

本動画では、教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等について端的にまとめていますので、教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業等、また授業外の取組においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

なお、児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画や関連資料を文部科学省のホームページにまとめていますので、こちらも併せて御活用ください。

記

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

○児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたホームページ

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_01036.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html)

本件担当  
文部科学省教育人材政策課  
教員免許企画室教職課程認定係  
Tel : 03-5253-4111（内線：2453）  
Mail : kyo-men@mext.go.jp



### 33.「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について（令和5年5月18日事務連絡）

事務連絡  
令和5年5月18日

教職課程を置く各国公立大学担当課  
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

#### 「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための 手法の開発に関する研究」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和4年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について、熊本大学に委託し調査研究を実施しました。この度、熊本大学において、大学における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組状況及び大学と教育委員会との連携事例（研究①）並びに児童生徒性暴力等の防止等に資する教育プログラムの開発（研究②）の成果が取りまとめられましたのでお知らせします。

児童生徒性暴力等の防止等については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づき、令和4年4月から、教職課程を有する大学においては、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるための措置を講ずることとされておりますが、本調査研究の研究①の結果においては、その調査対象が一部に限定されているものの、取組状況が必ずしも十分ではないことがうかがえます。教職課程を置く大学等におかれましては、本法の趣旨について今一度御理解いただき、学生の児童生徒性暴力等の理解を深めるため、本調査研究の成果も参照いただき、引き続き教職課程の内外を通じ、児童生徒性暴力等に関する周知徹底に努めていただきますようお願いいたします。また、教職課程の授業科目等において、児童生徒性暴力等の防止に資する学生への指導について検討する際は、熊本大学が取りまとめた本研究②の資料及びICT教材も御活用ください。

また、教師を目指す学生への理解促進への取組は、大学の実情等に応じ、教育課程全体を通じて実施していくことと存じますが、学生が学校現場を経験する機会は、教師として採用される前の教育実習・学校体験活動や学校ボランティア等の比較的早い段階においてもその機会は多々想定されることから、大学においては教育実習等の事前事後指導やオリエンテーション等の様々な機会を捉まえて、学生は絶対に加害者にならないことや、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、学生自身が学校現場において被害を受ける可能性があることも踏まえ、「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について」（令和5年3月29日付4教教人第48号）も再度御確認の上、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保できるよう学内の体制を整備していただきますようお願いいたします。

<参考>

○児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について  
（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～（児童生徒性暴力等の防止等に関する啓発動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=BXrvvP7TWks>

○児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究  
（熊本大学ホームページ）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>

○教職員等による児童生徒性暴力等の防止  
(熊本大学が作成した ICT 教材)

[https://www.youtube.com/watch?v=\\_TJ6zn\\_bWRw](https://www.youtube.com/watch?v=_TJ6zn_bWRw)

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室  
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2453)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

34. 教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（令和5年10月27日事務連絡）

事務連絡  
令和5年10月27日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（依頼）

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年9月27日文部科学省総合教育政策局長通知）にて御連絡したとおり、教科に関する専門的事項に関する科目（以下「教科専門科目」という。）の科目区分が多い中学校の理科、技術及び家庭並びに高等学校の理科、家庭及び情報（以下「対象教科」という。）について、科目区分の統合等を行うため、教育職員免許法施行規則を改正しました。

ついては、対象教科の教職課程を置く大学においては、令和6年度から改正後の教育職員免許法施行規則に基づく教職課程を開始することとなります。対象教科の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回依頼する変更手続については、対象教科に関する「教科及び教科の指導法に関する科目」に関するものとし、その他の令和6年度に係る教職課程に関する教育課程の変更については、教職課程認定申請の手引きによる通常の変更届の提出方法に沿って、変更後の教育課程を実施する前までに提出して差支えないことを申し添えます。

記

1. 対象となる大学等  
対象教科の教職課程を置く各国公私立大学（専修免許状に関する教職課程は除く。）
2. 書類提出期限  
令和6年2月29日（木）
3. 必要書類及び書類の作成方法等  
別添の「教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領」を確認すること。

以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許・研修企画室教職課程認定係  
TEL:03-5253-4111（内線2451、2453）  
Mail:kyo-men@mext.go.jp

## 教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領

## 1. 提出要領

## (1) 対象となる大学等

対象教科の教職課程を置く各国公立大学

## (2) 提出期限

令和6年2月29日(木)

## (3) 提出方法

## 《提出書類》

①かがみ(別紙1)

②変更一覧表(別紙2)

③対象教科に係る教科及び教科の指導法に関する科目等の変更届新旧対照表(別紙3)

※教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届のため、授業科目の新設・廃止及び名称変更等並びに教職専任教員の変更・追加等がない場合も提出すること。

※様式については、本事務連絡に添付する様式を使用することとし、対象教科に係る「大学が独自に設定する科目」に変更がある場合は、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」を合わせて提出すること。

## 《提出方法》

・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること(書類の郵送及び持参の必要はない。)。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接 PDF ファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。

(電子ファイル名) **【〇〇大学】対象教科に関する変更届.pdf**

・1大学当たり、1ファイルの提出とすること(複数学科等に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。)

・各様式は①、②、③の順に並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

・PDF ファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。

1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること。

2) ページレイアウトは「連続」

3) 表示比率は「幅に合わせる」

※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

## 《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/e54f6a054d414a808469d2c606145037>

※提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。

<https://forms.office.com/r/TVsQt5Qa5P>

## 2. 作成要領

## (1) かがみ(別紙1)

1大学の複数学科等に対象教科の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。(学科等ごとの教職課程の別は別紙2の「変更一覧表」に記載すること。)

①文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

②文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。

③「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者(設置者)名

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者(設置者)の長の職名及び氏名

国立大学→国立大学法人の長

公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長

私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

④押印は不要とする。

⑤件名の括弧内について変更届を提出する教科のみを記載すること(中高の別は不要)。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))	① 文書番号 令和〇年〇月〇〇日
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	③
届出者 (設置者) 名 届出者 (設置者) の長の職名及び氏名	④
⑤ 〇〇大学の教科専門科目改正対象教科 (理科・技術・家庭・情報) に係る変更について (届出)	
この度、令和5年9月27日に公布された教育職員免許法施行規則の改正に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。	

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類及び変更内容について記載すること。対象教科の教職課程を置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定申請の手引き (令和6年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・変更一覧表の順番に揃えて提出すること。
- ・科目区分は変更となるが、授業科目に変更がない場合は変更内容等に記載は不要。
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」に設定している授業科目を「大学が独自に設定する科目」に変更する場合は、当該授業科目の変更内容等において、「教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表」では削除、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」では科目区分変更と記載すること。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教職課程、教育研究組織以外に変更がない場合については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本改正による教職課程の開始は、令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、在校生にも対応することは可能であるため、その場合は新旧対照表の備考に記載すること。

35. 教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について（令和4年10月3日事務連絡）

事 務 連 絡  
令和4年10月3日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状  
コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」（令和4年7月28日 文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）にて御連絡したとおり、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、関係規則等が改正されるとともに、新たに特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムが策定されました。

については、特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、既存の授業科目の点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月から、改正後の教職課程を開始することとなります。

改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 対象となる大学等

特別支援学校教諭の教職課程を置く各国公私立大学

2. 書類提出期限

○令和5年4月開始の場合：令和5年2月末

○令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届提出要領」参照

（本件担当）教育人材政策課教員免許企画室  
教職課程認定係  
Tel：03-5253-4111（内線2453）  
Mail：kyo-men@mext.go.jp



「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届」提出要領

## 1. 提出要領

### (1) 対象となる大学等

特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く各国公私立大学

### (2) 提出期限

- ・令和5年4月開始の場合：令和5年2月末
- ・令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

### (3) 改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届の提出方法

#### 《提出書類》

- ・かがみ
  - ・変更一覧表
  - ・新旧対照表（科目の新設や授業内容の変更、教員の変更・追加等がない場合も提出必須。）
  - ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）
  - ・対象科目のシラバス（特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムへの対応科目のみ対象。新設や授業内容の変更がない場合も提出すること。）
  - ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（担当教員に専任教員を追加等する場合のみ提出すること。兼任教員・兼任教員に係る変更の場合は提出不要。なお、教育研究業績書には、今回変更届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）
  - ※シラバス及び履歴書、教育研究業績書は、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。その他様式については、本事務連絡に添付する様式を使用すること。
- （URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/080718\\_1.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)）

#### 《提出方法》

- ・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること。（書類の郵送及び持参の必要はない。）紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。  
（電子ファイル名）【〇〇大学】特支免教職課程に関する変更届.pdf
- ・1大学あたり、1ファイルの提出とすること。（複数学科に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。）
- ・各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。  
①かがみ→②変更一覧表→③新旧対照表→③コアカリ対応表（一覧）→④シラバス→⑤履歴書・教育研究業績書  
※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。
- ・PDF ファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。  
1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること 2) ページレイアウトは「連続」  
3) 表示比率は「幅に合わせる」  
※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

#### 《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/91016d1e96374d55924f8fd5f96828bb>

- ※ 提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。  
<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYMs2kEKJJKjbwPnpL4BNwpLVfY1Mn41EUiU6UwRUNKZHNURKRkhITFFDWFpZU1g5VkgORk9KSS4u>

## 2. 作成要領

### (1) かがみ〈別紙1〉

1 大学の複数学科に複数の特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。（学科等ごとの教職課程の別は「変更一覧表」に記載すること。）

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号  
令和〇〇年〇月〇〇日  
①

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿  
②

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇  
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇  
④

〇〇大学の改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に  
関する変更届の提出について

このたび、令和4年7月28日に公布された教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校  
教諭免許状コアカリキュラムの策定等に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類(領域)、変更内容について記載すること。特別支援学校教諭免許状の教職課程を複数置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定の手引き(令和5年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。なお、以下の点については通常の変更届の作成方法とは異なるため、留意すること。

- ・開設する科目のうち、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと(記載例参照)。
- ・第3欄の科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」(重複障害)又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「中心」又は「含む」欄には、「重」又は「発」と記載し、併せて「備考」欄に、当該授業科目に含まれる障害を下記のとおり略記すること。

〔「重複障害」→「重複」、「言語障害」→「言語」、  
「自閉症」→「自閉」、「情緒障害」→「情緒」、  
「学習障害(LD)」→「LD」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」→「ADHD」〕

(4) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧) (別紙4)

大学において、(参考)コアカリキュラム対応表(見本)を参考とし、該当する授業科目の内容を点検し、一覧を作成すること。なお、本一覧に記載する授業科目は、コアカリキュラムに対応した授業科目(新旧対照表に○を付した授業科目)のみを記載すること。

(5) シラバス

上記(4)の対応表(一覧)に記載した授業科目(新旧対照表に○を付した授業科目)は全て提出すること。担当教員及び授業内容に変更がない場合も提出は必要。

### (6) 履歴書・教育研究業績書

履歴書・教育研究業績書は、専任教員を追加等する場合に限り提出すること。

※教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは以下のとおり。

専任教員を追加する場合	必要
既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	必要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	必要
専任教員を削除する場合	不要
既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	不要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	不要
専任教員の氏名の姓を変更する場合	不要

書類の作成に当たっては、「教職課程認定の手引き（令和5年度開設用）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」の「（8）様式第4号」を参照すること。

なお、履歴書・教育研究業績書における押印は不要である。

### 3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本件改正に伴う教職課程の開始は、原則令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、令和5年度入学者から対応することも可能であること。その場合は、令和5年2月末までに変更手続を行うこと。

## 36. 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン

### 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

#### I. 策定の背景

Society5.0時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中であって、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するのではなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

## II. 教職課程の自己点検・評価

### 1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質的水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないように、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

#### ①教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、Ⅲで示す観点の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。



## ②教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断すべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

## ③教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、①学科等の目的・性格と免許状との相当関係、②教育課程、③教員組織、④施設・設備、⑤教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

## ④教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

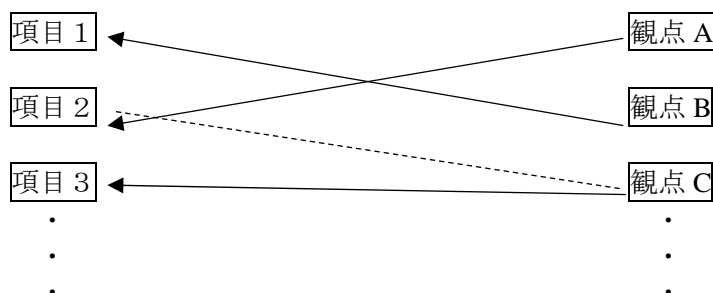
## 2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

## 【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点



以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

### ①教育理念・学修目標

[大学全体レベル※1] [学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況  
：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等
  - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス  
：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等
  - ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況  
：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等
- ※1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

### ②授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況  
：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等
- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況  
：ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性  
：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性  
：例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況  
：1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等

- ・教育課程の充実・見直しの状況  
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

#### [授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況  
：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況  
：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況  
：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況  
：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等
- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況  
：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

### ③学修成果の把握・可視化

#### [大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況  
：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

#### [学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築  
：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等
  - ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況  
：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ※2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

#### [授業科目レベル]

- ・成績評価の状況  
：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

### ④教職員組織

#### [大学全体レベル※3]

#### [学科等レベル]

- ・教員の配置の状況  
：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等
- ・教員の業績等  
：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等
- ・職員の配置状況

- ：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等
- ・FD・SDの実施状況

：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

※3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」(IV)を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

#### [授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況
  - ：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

### ⑤情報公表

#### [大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
  - ：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等
- ・学修成果に関する情報公表の状況
  - ：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等
- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
  - ：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができるか

### ⑥教職指導(学生の受け入れ・学生支援)

#### [大学全体レベル※5]

#### [学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
  - ：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等
- ・学生に対する履修指導の実施状況
  - ：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
- ・学生に対する進路指導の実施状況
  - ：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等

※5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

### ⑦関係機関等との連携

#### [大学全体レベル]

- ・教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
  - ：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等
- ・教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
  - ：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供で

きているか 等

・学外の多様な人材の活用状況

：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等

### III. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

#### 1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまで、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の中で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系的性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

#### 2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に応じて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと
- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされないことがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

### 3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・ 2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・ 2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・ いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・ 事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・ 最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。



# 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

## 背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

## 教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方  
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)  
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要  
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要  
・基本的な手順    ・実施間隔    ・実施単位    ・実施体制
- 自己点検・評価の観定の例示  
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表  
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携  
※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観定を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

## 全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性  
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)  
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応  
※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる
- 中核組織の形態  
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

37. 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について（令和2年10月5日通知）

2 教 教 人 第 2 3 号  
令和2年10月5日

教 職 課 程 を 置 く 各 国 公 私 立 大 学 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省  
総合教育政策局教育人材政策課長  
中 野 理 美  
(公印省略)

初等中等教育局情報教育・外国語教育課長  
今 井 裕 一  
(公印省略)

初等中等教育局教育課程課長  
滝 波 泰  
(公印省略)

「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について」  
(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会) の送付について (通知)

教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、「学校の ICT 環境整備の充実に対応した教員養成等の充実について」（令和2年3月6日付け元教教人第41号総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知）を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教員を確実に養成できるよう、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、各大学等に求められる具体的な取組について、別紙のとおり「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について」（以下「ICT 活用指導力の向上に関する取組」という。）が取りまとめられましたので、送付します。

各大学等におかれては、「ICT 活用指導力の向上に関する取組」を踏まえ、学生が教師の ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において作成された学校における ICT を活用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを大学等の授業等において活用したり、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学等の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証したりするなど、更なる取組の推進をお願いいたします。なお、今後、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定としています。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、教員養成段階での取組としての「ICT 活用指導力の向上に関する取組」について御承知おきいただくとともに、教育公務員特例法第22条の5に定める教師の資質能力の指標の策定に関する協議等を行うための協議会等を通じ、大学等と積極的に連携して、教師の ICT 活用指導力の向上方策について検討の上、教師の資質能力の指標や教員研修計画に位置付け、教員研修のより一層の充実が図られるようお願いいたします。

(本件担当)

1. 大学での教員養成に関すること  
総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室  
教職課程認定係  
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)
2. 教師の ICT 活用指導力充実に関すること、情報活用能力の育成に関すること  
初等中等教育局情報教育・外国語教育課情報教育振興室  
TEL 03-5253-4111 (内線 2090)
3. 各教科等の指導における ICT の活用に関すること  
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係  
TEL 03-5253-4111 (内線 2367)